集団的自衛権 閣議決定全文

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の全文は次の通り。

わが国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、わが国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を順守しながら、国際社会や国連をはじめとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうしたわが国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から六十七年となる今日までの間に、わが国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、さらに変化し続け、わが国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国連憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発および拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、わが国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセスおよびその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、わが国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、わが国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。わが国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、わが国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼および協力関係を深めることが重要である。特に、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、わが国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

五月十五日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍晋三首相が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

あらゆる事態切れ目なく

一　武力攻撃に至らない侵害への対処

（一）わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これによりさらに重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

（二）具体的には、こうしたさまざまな不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、おのおのの対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続きを迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取り組みを一層強化することとする。

国際的な平和活動に参加

二　国際社会の平和と安定への一層の貢献

（一）いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア　いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和および安全が脅かされ、国際社会が国連安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、わが国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第九条との関係で、わが国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、わが国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ　こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、わが国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境がさらに大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、わが国の平和および安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ　政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国連の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などのわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、わが国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

（ア）わが国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しないこととする。

（イ）仮に、状況が変わり、わが国が支援を行っている場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちに実施している支援活動を中断する。

（二）国際的な平和活動に伴う武器使用

ア　わが国は、国際的な平和活動に伴う武器使用に関する法整備を行い、年以上にわたり、国際協力活動を実施し、その中で、いわゆる「任務遂行のための警護」に伴う武器使用については、これまでは国家に準ずる組織として行った場合に限られるとされていた。しかし、九条が禁ずる「武力の行使」に該当する恐れがあることから、国際的な平和維持活動に従事する自衛官の武器等防護に限定されるとされていたが、わが国として国際社会の平和と安定のために取り組んでいく必要があるとの観点から、そのために、国連平和協力活動（PKO）などの国際的な平和活動に十分に参加できることが必要である。また、自国に在する外国人の保護のための活動に伴う武器使用についても対応できる必要がある。

ウ　以上を踏まえ、「国家に準ずる組織」が敵対勢力として登場しないとした上で、PKOの活躍し、テロなどの「武力の行使」を伴わない国際平和協力活動に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の同意がある場合に限り、武器を伴う在外邦人の保護のための活動についても対応できるとする。

法上、当該領域国の同意があるが、多くの日本人が活躍し、テロなどの「武力の行使」を伴わない国際平和協力活動に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の同意がある場合に限り、武器を伴う在外邦人の保護のための活動についても対応できるとする。

必要最小限で武力

三　憲法第九条の下で許容される自衛の措置

（一）わが国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができない恐れがあることから、いかなる解釈が適切かも検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

（二）憲法第九条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第一三条が「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条が、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることを禁じているとはとうてい解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための小限度の「武力の行使」は、憲法の下で例外的に容認される。これが「武力の行使」に関する従来から政府が一貫してきた見解の根幹の論理であり、昭和四十年七月十四日に参議院に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確にしているところである。

この基本的な論理は、憲法第九条の下では今日においてもなお変更されなければならない。

（三）これまでの基本的な論理の下での「武力の行使」が許容されるわが国に対する武

安保法制懇報告書と閣議決定内容の比較

	安保法制懇	閣議決定内容
憲法解釈の変更理由	安全保障環境は技術の進歩、国境を越える脅威の拡大、国家間のパワーバランスの変化により厳しさ増大。憲法9条は国際法上合法な活動への制約はない	パワーバランスの変化や技術革新の進展、大量破壊兵器の脅威などで、安全保障環境が根本的に変化。他国に対する武力攻撃でも、日本の存立が脅かされる明白な危険がある場合に必要最小限度の実力行使は憲法上許容
集団的自衛権	限定容認 密接な関係にある国が攻撃を受け日本の安全に影響が出る場合など6条件を満たす場合に容認	限定容認 国民の幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合など新3要件を満たす場合に容認
武力行使を伴う集団安全保障	全面容認 日本が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力行使に当たらず、憲法上の制約はない	あいまい 首相は会見で否定。閣議決定では明記せず。政府想定問答集は「武力行使の新3要件」を満たす条件付きで許容
PKO・後方支援	全面容認 「他国の武力行使との一体化」を禁じるべきではない。武器使用の制約はない	一部見直し 武力行使との一体化の考え方を緩和し、後方支援の対象地域を拡大。「駆け付け警護」も法整備
グレーゾーン	法整備必要 国内法整備が不可欠	運用見直し 自衛隊の出動手続き迅速化を検討。米艦防護に関し法改正